

しごとの相談カフェ iroha 運営業務 受託候補者特定基準

項目・審査の観点		配点	
		大項目	小項目
1 業務目的の理解度及び実施方針		5	
支援対象者への就労支援に関する現状及び課題を踏まえ、実務経験に基づく具体的な見識により、本事業における実施方針及び対策が提起されているか。			5
2 業務の実施内容		75	
(1) 相談窓口運営業務			
ア 支援対象者へ効果的に周知するよう工夫されているか。			10
イ 支援対象者が利用しやすい相談窓口となっているか。			10
(2) 求職者支援			
ア 就労支援方針の検討・策定、求職活動方法・応募書類の作成に係る助言、支援、不採用となった場合の原因解決に向けた支援までの対応内容は適正であるか。			10
イ 初めて就職活動を行う求職者から、就職活動が長期化している求職者まで、状況に応じて参加しやすい研修・セミナーが用意されているか。			10
ウ 不採用となった場合の原因解決について、十分な対策を検討しているか。			5
エ 求職者の個々の状況に応じた市内企業等を紹介できるよう、十分な求人件数や求人内容を確保する求人開拓方法が提案されているか。			10
(3) 企業支援			
ア 採用に係る助言方法や関係機関等との連携等について具体的に提案されているか。			10
イ 企業の採用力向上や人材確保に資するセミナー・合同企業説明会が用意されているか。			10
3 業務の実施体制等		20	
(1) 業務を進めるための実施体制が整っているか。			5
(2) 求職者支援について、類似業務の経験があり、適切な者が配置されているか。			5
(3) 企業支援について、類似業務の経験があり、適切な者が配置されているか。			5
(4) 個人・企業情報が漏えいすることのないよう、十分な対策が講じられているか。			5
合 計		100	100

【留意点】

- ※ 審査委員会での審査及び評価の結果、最高得点の企画提案書を提出した者を受託候補者とする。ただし、最高得点が本市の求める最低限の水準（100点中60点）に達していない場合は、この限りではない。
- ※ 最高得点者が2者以上あった場合は、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。
- ※ 大項目において0点の項目が1箇所でもある場合、その提案は無効とする。